

介護老人保健施設サービスについて

1 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2 介護老人保健施設サービスの概要

当施設でのサービスは、どのようなサービスを提供すれば家庭に復帰していただける状態になるかという施設サービス計画にもとづいて提供されます。この計画は、利用者にかかわるあらゆる職種の職員の協議によって作成されます。その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、又、計画の内容については同意をいただくようにしております。

①医療

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

②機能訓練

原則として機能訓練室で行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

③生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場にたって運営しています。

3 利用料金

令和6年4月より介護保険法改正の為、年間一定以上の収入がある方については、下記（1）基本料金および（2）加算料金が1割負担から2割負担又は3割負担に変更になります。

(1) 基本料金（1割負担標記）

①施設利用料（以下は1日あたりの自己負担分です。）

※介護保険制度では、要介護の程度によって利用料が異なります。

	(個室)	(多床室)
要介護度 1	717円/日	793円/日
要介護度 2	763円/日	843円/日
要介護度 3	828円/日	908円/日
要介護度 4	883円/日	961円/日
要介護度 5	932円/日	1,012円/日

(2) 加算料金（1割負担標記）

- ①夜勤職員勤務条件基準を満たさない場合の減算 ▲97/100
- ②入所定員の超過、又は職員等の欠員減算 ▲70/100
- ③身体拘束廃止未実施減算 ▲10/100
- ④安全管理体制未実施減算 ▲-5円/日
- ⑤高齢者虐待防止措置未実施減算 ▲1/100
- ⑥業務継続計画未策定減算 ▲3/100
- ⑦栄養管理基準を満たさない場合の減算 ▲-14円/日
- ⑧夜勤職員配置加算 24円/日
※20名に1名以上、かつ入所者41名以上では2、入所者40名以下では1を超えること。
- ⑨短期集中リハビリテーション実施加算
 - ・短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） 258円/日
 - ・短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ） 200円/日
- ⑩認知症短期集中リハビリテーション実施加算
 - ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） 240円/日
 - ・認知層短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ） 120円/日
- ⑪認知症ケア加算 76円/日
- ⑫若年性認知症入所者受入加算 120円/日

- ⑬在宅復帰・在宅療養支援機能加算
 ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ） 51円/日
 ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ） 51円/日
- ⑭外泊時費用 362円/日
 ※外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は施設利用料に代えて上記の金額となります。
- ⑮外泊時費用（在宅サービスを利用する場合） 800円/日
 ※外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は施設利用料に代えて上記の金額となります。
- ⑯ターミナルケア加算（死亡日以前31～45日） 72円/日
 ターミナルケア加算（死亡日以前4～30日） 160円/日
 ターミナルケア加算（死亡日前日および前々日） 910円/日
 ターミナルケア加算（死亡日） 1,900円/日
- ⑰初期加算（入所日から起算して30日以内）
 ・初期加算（Ⅰ） 60円/日
 ・初期加算（Ⅱ） 30円/日
- ⑱退所時栄養情報連携加算（1人につき1回限度） 70円/回
 ※管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にある入所者の栄養管理に関する情報を提供した場合に加算されます。
- ⑲再入所時栄養連携加算（1人につき1回限度） 200円/回
 ※医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、入所時と大きく異なる栄養管理が必要な場合について管理栄養士同士が再入所後の栄養管理を行なった場合に加算されます。
- ⑳入所前後訪問指導加算
 ・入所前後訪問指導加算（Ⅰ）※入所中1回を限度 450円/回
 ・入所前後訪問指導加算（Ⅱ）※入所中1回を限度 480円/回
- ㉑試行的退所時指導加算 400円/回
- ㉒退所時情報提供加算
 ・退所時情報提供加算（Ⅰ）※居宅等へ退所した場合 500円/回
 ・退所時情報提供加算（Ⅱ）※医療機関へ入院した場合 250円/回
- ㉓入退所前連携加算
 ・入退所前連携加算Ⅰ 600円/回
 ・入退所前連携加算Ⅱ 400円/回
- ㉔訪問看護指示加算（入所者1人につき1回を限度） 300円/回
- ㉕協力医療機関連携加算
 ・協力医療機関連携加算（Ⅰ） 50円/月
 ※R7.3.31までは、100円/月
 ・協力医療機関連携加算（Ⅱ） 5円/月
- ㉖栄養マネジメント強化加算 11円/日
 ※管理栄養士を入所者の数を50（常勤の栄養士を1名以上配置している場合は70）で除した数以上配置し、低栄養状態のリスク管理や入所者毎の栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し継続的な栄養管理を実施した場合に加算されます。
- ㉗経口移行加算 28円/日
 ※経管により食事を摂取している利用者について、経口摂取をすすめるために、医師の指示にもとづく栄養管理を行った場合に加算されます。
- ㉘経口維持加算
 ・経口維持加算（Ⅰ） 400円/月
 ・経口維持加算（Ⅱ） 100円/月
- ㉙口腔衛生管理加算
 ・口腔衛生管理加算（Ⅰ） 90円/月
 ・口腔衛生管理加算（Ⅱ） 110円/月
- ㉚療養食加算（1食につき） 6円/食
 ※医師の食事箋にもとづく腎臓病食や糖尿病食等の提供を行った場合に加算されます。

⑳	かかりつけ医連携薬剤調整加算	
	・かかりつけ医連携薬剤調整加算 (Ⅰ) イ	140円/回
	・かかりつけ医連携薬剤調整加算 (Ⅰ) ロ	70円/回
	・かかりつけ医連携薬剤調整加算 (Ⅱ)	240円/回
	・かかりつけ医連携薬剤調整加算 (Ⅲ)	100円/回
	※施設の医師とかかりつけ医が連携し減薬に取組んだ場合に加算されます。	
㉑	緊急時施設療養費	
	・緊急時治療管理 (1月に1回3日限度)	518円/日
	※病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に加算されます。	
	・特定治療 (診療報酬の算定方法による)	
㉒	所定疾患施設療養費	
	・特定疾患施設療養費 (Ⅰ) (1月に1回7日限度)	239円/日
	・特定疾患施設療養費 (Ⅱ) (1月に1回10日限度)	480円/日
	※肺炎、尿路感染症又は带状疱疹について、投薬、検査、注射、処置を行った場合に加算されます。	
㉓	認知症専門ケア加算	
	・認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3円/日
	・認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4円/日
㉔	認知症チームケア推進加算	
	・認知症チームケア推進加算 (Ⅰ)	150円/月
	・認知症チームケア推進加算 (Ⅱ)	120円/月
㉕	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日
	※入所日から7日を限度	
㉖	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	
	・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (Ⅰ)	53円/月
	・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (Ⅱ)	33円/月
㉗	褥瘡マネジメント加算	
	・褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	3円/月
	・褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	13円/月
	※褥瘡発生を予防するため定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合に加算されます。	
㉘	排せつ支援加算	
	・排泄支援加算 (Ⅰ)	10円/月
	・排泄支援加算 (Ⅱ)	15円/月
	・排泄支援加算 (Ⅲ)	20円/月
	※多職種が協働して排泄障害のための計画を作成し、支援した場合に加算されます。	
㉙	自立支援促進加算	300円/月
㉚	科学的介護推進体制加算	
	・科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)	40円/月
	・科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	60円/月
㉛	安全対策体制加算	20円/回
	※入所者1人につき1回を限度	
㉜	高齢者施設等感染対策向上加算	
	・高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)	10円/月
	・高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)	5円/月
㉝	生産性向上推進体制加算	
	・生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	100円/月
	・生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10円/月
㉞	サービス提供体制強化加算	
	・サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22円/日
	※介護職員の総数のうち介護福祉士80%以上等	
	・サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18円/日
	※介護職員の総数のうち介護福祉士60%以上	
	・サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6円/日
	※介護職員の総数のうち介護福祉士50%以上等	

④⑩介護職員処遇改善加算 (R6.5.31 まで)	
・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数×3. 9%
・介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数×2. 9%
・介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数×1. 6%
④⑪介護職員等特定処遇改善加算 (R6.5.31 まで)	
・介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数×2. 1%
・介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数×1. 7%
④⑫介護職員等ベースアップ等支援加算 (R6.5.31 まで)	所定単位数×0. 8%
④⑬介護職員処遇改善加算 (R6.6.1 より)	
・介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数×7. 5%
・介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数×7. 1%
・介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数×5. 4%
・介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数×4. 4%
・介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (1)	所定単位数×6. 7%
・介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (2)	所定単位数×6. 5%
・介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (3)	所定単位数×6. 3%
・介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (4)	所定単位数×6. 1%
・介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (5)	所定単位数×5. 7%
・介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (6)	所定単位数×5. 3%
・介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (7)	所定単位数×5. 2%
・介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (8)	所定単位数×4. 6%
・介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (9)	所定単位数×4. 8%
・介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (10)	所定単位数×4. 4%
・介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (11)	所定単位数×3. 6%
・介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (12)	所定単位数×4. 0%
・介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (13)	所定単位数×3. 1%
・介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (14)	所定単位数×2. 3%
※介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (1) ~ (14) は、R7.3.31 まで	

(3) その他の料金

①食費 (1日単位のご契約となります) ※1, 445円/日
 ※医師の指導により、管理栄養士等多職種との協同による栄養管理が行われます。

②居住費

・1人部屋 (R6.7.31 まで) ※1, 668円/日
 ・1人部屋 (R6.8.1 より) ※1, 728円/日
 ・2人部屋・4人部屋 (R6.7.31 まで) ※377円/日
 ・2人部屋・4人部屋 (R6.8.1 より) ※437円/日

③日常生活品費 (1日につき)

【入浴時】

・リンスインシャンプー ※30円/回
 ・ボディソープ ※30円/回
 ・バスタオル ※103円/回
 ・フェイスタオル ※39円/回

【食事時等】

・おしぼり ※56円/日
 ・フェイスタオル ※39円/日

④教養娯楽費

※例えば、絵画・書道・手芸等の材料費の実費をいただきます。

実 費

⑤理美容料

※1, 050円~9, 300円/回

⑥クリーニング代

実 費

⑦家族介護教室寝具使用料

※2, 200円/日

⑧家族介護教室使用料

※1, 100円/日

⑨理美容室使用料

※220円/日

- | | |
|--|---------------------|
| ⑩ポリデント | ※12円/個 |
| ⑪電気機器使用料（1器具につき） | ※12円/日 |
| ⑫電気機器持込み料（テレビ等） | ※143円/日 |
| ⑬冷蔵庫使用料 | ※120円/日 |
| ⑭車椅子貸出料（外出・外泊時等） | ※120円/日 |
| ⑮テレビ使用料
（入退所月については、日割り計算となります） | ※1,950円/月
※65円/日 |
| ⑯診断書料
【特定疾患医療費受給証有効期間申請書等】 | ※3,300円/回 |
| ⑰診断書料
【診療情報提供書・健康診断書等（各種施設入所時、医療機関入院時、在宅復帰時等）】 | ※3,300円/回 |
| ⑱診断書料
【生命保険申請診断書・死亡診断書等】 | ※5,500円/回 |
| ⑲診断書料
【身体障害者診断書等】 | ※8,800円/回 |
| ⑳証明書料
【おむつ使用証明書・医療費領収額証明書・補装具交付（修理）意見書・補装具調査書等】 | ※2,200円/回 |
| ㉑証明書料
【入所証明書等・通所証明書等】 | ※3,300円/回 |
| ㉒処置料
【死亡処置料等】 | ※11,000円/回 |
| ㉓予防接種費用（ 新型コロナ ・インフルエンザ・肺炎球菌等） | 国、各市町村等により決定/回 |
| ※上記費用は各市町村により金額が設定されます。 | |
| 公費（国、市町村負担分）を除いた金額が利用者負担額となります。 | |

※印の項目には消費税が含まれます。

（4）お支払い方法

- ・毎月10日に、前月ご利用分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金・振込（郵便局・銀行）の2方法があります。ご利用申し込み時にお選びください。